

**第二期地方分権改革【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】
に関するパブリックコメントについて**

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成24年8月1日(水)～8月31日(金)
- (2) 意見の応募者数・件数 3名(3件)
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数			3			3

2 意見の概要と市の考え方

① 保育園開所時間の明確化について(3件)

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	保護者の就労形態は様々で、その対応のための職員配置に腐心している。11時間開所を条例化するに当たっては、安定的な職員確保のための方策を望む。	開所時間の明確化を図るため、開所時間を11時間と条例で規定する方針でしたが、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度におきましては、長時間・短時間利用の区分等が導入され、今後、その内容が、政省令で定められることとなりますことから、本市の実態も踏まえて検討した結果、条例化は行わないこととします。
2	民間保育園のほとんどが、10時間を超えて開所している現状において、運営費の積算根拠(8時間)と保育時間の実態(10時間以上)に格差が生じており、保育士の増員配置が必要と考えられる。この格差是正のための対策を講じていただきたい。	
3	保育所の開所時間を11時間としているのは、あくまでも利用者の要望への対応であり、11時間開所する場合には、現場において職員の配置に懸命な努力をしている。もし条例化する際には、保育の向上、職員処遇の改善などの点からも、何らかの対応をお願いしたい。	